

# 令和5年度事業計画

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

## 公益事業関係

### 1. 育成研修業務

#### (1) 宅地建物取引士資格試験事務

一般財団法人不動産適正取引推進機構が実施する標記試験の申込受付、会場手配および試験監督等の業務を行う。

#### (2) 宅地建物取引士法定講習会

福井県知事の指定により標記講習会を2回行う。

また、Web法定講習の導入に関して検討を行う。

#### (3) 不動産の知識習得と利用促進のための講座およびセミナー

住民が不動産に関する知識習得とその利用促進の機会を得ることができるためのセミナー交流会（不動産セミナー）を行う。

また、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（以下「全宅連」）が実施する不動産実務セミナーの周知協力を行う。

#### (4) 新聞・雑誌・ホームページ等の必要な媒体を用いて、周知および参加者募集に向けた広告を行う。

### 2. 社会生活業務

#### (1) 不動産に関する調査研究

福井県内各市町の委託により空き家に関する相談会への相談員の派遣および空き家・空き地の物件状況調査等を実施し、物件所有者への啓発活動を行うとともに、空き家・空き地の活用を図る。

また、福井県および県内各市町の要請により空き家等対策協議会並びに特定空き家等認定審議会等に委員を派遣し、空き家対策を総合的かつ計画的に進める県および市町への協力を行う。

#### (2) 不動産に関する情報の整備、分析、提供

ア. レインズへの不動産物件情報登録の促進等を図るための施策を行い、不動産取引に関する基礎情報を整備分析して、価格動向その他の必要な情報を提供する。

- イ. ハトマークサイト福井の効率的かつ有用な運営を図るための施策を行い、不動産検索の便益および個別の価格情報等を提供する。
- ウ. ハトマークサイト福井への不動産物件情報登録の促進および検案件数の拡大に向けた広報を行う。
- エ. 関西広域連合、福井県および美浜町との災害協定に基づき、災害時における被災者の住居の確保および支援を行う。
- オ. 不動産取引の知識の啓発を図るための小冊子を高等学校等に頒布する。
- カ. 福井県内市町が行う“ふくい空き家・空き地情報バンク”、“空き家対策支援事業の空き家診断”に協力する。
- キ. ホームページや広報誌を通じて、ア.およびイ.の情報の他、有益な情報を提供する。

### 3. 相談業務

#### (1) 宅地建物取引(業)に対する質問への相談および助言

- ア. 宅地建物取引(業)に関する消費者の質問に応じるために常設不動産無料相談所（毎週木曜日13時30分より16時まで）を公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会福井本部（以下「福井本部」）と共同で行う。
- イ. 相談員の資質確保、向上を図るために福井本部と共催で相談員研修会を2回行う。
- ウ. 相談に資する資料、データ等の収集を行う。

#### (2) 不動産の理解向上と活用提案のための相談および助言

- ア. 住民が不動産に対する理解向上と活用提案の機会を得ることができるための相談交流会（不動産なんでも相談会）をショッピングセンター等を会場として4回行う。
- イ. 福井県土業等団体友好協議会が行う無料相談事業（合同無料相談会）において相談員の派遣等の協力を行う。

#### (3) 新聞・雑誌・ホームページ等の媒体を用いての周知のほか、不動産取引に係るトラブルの未然防止に向けた広告を行う。

## 公益事業以外関係

### 4. 受託業務

(1) 精通者意見価格の調査

福井税務署他福井県内各税務署の委託により相続税評価のための標記調査業務を行う。また、調査に関する説明会を開催する。

(2) 7. 宅地建物取引士証交付事務

福井県の委託により新規および更新に係る標記取引士証の交付事務を行う。

イ. 保証協会会費徴収事務

福井本部の委託により公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の会費の徴収事務を行う。

ウ. 全宅連通信講座受講者募集事務

全宅連が実施する不動産キャリアサポート研修制度の「不動産キャリアパーソン講座」の受講者募集事務を行うとともに、受講促進に向けて対応を図る。

### 5. 会員支援業務

(1) 価格査定マニュアルの普及を図り、不動産の価格に関する会員と消費者の相互理解の推進に助力する。

(2) 本会と会員とのコミュニケーションツールとしてITを活用する。

(3) 全宅連等の関連団体による会員支援事業に協力する。

(4) 会員の健康診断を実施する。

(5) “ふくい空き家・空き地情報バンク”に係る会員への支援を行う。

(6) 本会入会審査業務規約に基づき入会申込者の審査を行うとともに、雑誌等の必要な媒体を用いて広告を行う等、入会促進に向けた施策を実施する。

### 6. 広報業務

(1) 宅建ふくいExpressの発行を行う。

(2) 本会の広告に資する所要の情報提供をテレビ・新聞等の媒体を用いて行う。

## 7. 協議会運営業務

- (1) 福井県宅地建物取引業暴力団等排除対策協議会の目的に沿い、警察その他関係機関との連携を図りながら、暴力団排除条例等に基づく反社会的勢力および危険ドラッグ販売店の不動産取引からの排除活動を行い、適正・公正な不動産取引の推進を行う。
- (2) 本会税務協議会の目的に沿い、税知識の普及および向上を図るため啓蒙等の活動を行う。

## 8. 各種関係団体等連携業務

- (1) 宅地建物取引業法、不動産広告に関する規約その他の関係法令に対する理解を促進し、その遵守を推進する。また、北陸不動産公正取引協議会の活動の充実に向け協力を行う。
- (2) 国・福井県および県内各市町等が有する土地処分のための情報提供事業への協力を行う。
- (3) 国・福井県および県内各市町等の事業協力依頼に際して対応を図る。
- (4) 土地住宅の税制および政策に関しての研究および関係機関への提言・要望活動を行う。

## 9. その他

- (1) 本会が区分する地区内の会員（以下「地区内会員」）との意見交流に向けた機会の醸成、およびこれによる地区内会員の本会事業への理解ならびに支援意識の高揚を図るため、地区情報会議を行う。
- (2) 本会の将来における理想的な姿の実現を目指すため、『福井県版宅建ビジョン2017』の推進を図る。
- (3) 他団体へ宅建会館事務室の賃貸を行う。